平成２６年（フ）第１１５４号
愛知県東海市名和町口平地51番地の１　コーポラス・裕１―Ａ号
債務者　小木曽浩二
１　決定年月日時　平成26年７月17日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年９月16日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第６４号
三重県伊賀市一之宮128番地　ダ・カーポ203、前住所三重県伊賀市千歳1996番地の37
債務者　大原ラエルシオ祐一こと　ＯＨＡＲＡ　ＬＡＥＲＣＩＯ　ＹＯＵＩＴＩ
１　決定年月日時　平成26年７月18日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年９月16日まで
津地方裁判所伊賀支部

平成２６年（フ）第６８号
三重県伊賀市霧生3407番地、前住所大阪府東大阪市加納８丁目２番13号
債務者　岩崎三知男
１　決定年月日時　平成26年７月18日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年９月16日まで
津地方裁判所伊賀支部

平成２６年（フ）第６９号
三重県名張市桔梗が丘７番町３街区79番地
債務者　野田　　愛
１　決定年月日時　平成26年７月18日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年９月16日まで
津地方裁判所伊賀支部

平成２６年（フ）第２４号
三重県南牟婁郡紀宝町鵜殿1335番地２　ルミナスハウスＡ棟101号
債務者　面　真由美
１　決定年月日時　平成26年７月17日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年９月16日まで
津地方裁判所熊野支部

平成２６年（フ）第６５０号
京都市右京区西院乾町３番地４　アステール西院102
債務者　川田運送こと　川田　哲也
１　決定年月日時　平成26年７月17日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年９月16日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２６年（フ）第６９３号
京都市西京区御陵鳴谷15番地７　京都グリーンフィールド桂坂301号
債務者　渡邊　直樹
１　決定年月日時　平成26年７月17日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年９月16日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２６年（フ）第６９４号
京都市北区上賀茂東上之段町23番地
債務者　秦　　琴絵
１　決定年月日時　平成26年７月17日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年９月16日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２６年（フ）第６９７号
京都府京田辺市興戸町田11―１　フェリーチェ同志社前306、住民票上の住所兵庫県淡路市井手1214番地２
債務者　久保　昌子（旧姓石田）
１　決定年月日時　平成26年７月17日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年９月16日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２５年（フ）第４４５号
兵庫県加古川市平岡町土山785番地の41
債務者　蓮佛麻由子
１　決定年月日時　平成26年７月17日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年９月16日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２６年（フ）第２０４号
兵庫県姫路市城東町清水１番地　コスモマンション305
債務者　桑原　　章
１　決定年月日時　平成26年７月16日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年９月16日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２６年（フ）第２０５号
兵庫県姫路市網干区和久585番地　コーポ和久101
債務者　上田　彩加（旧姓野中）
１　決定年月日時　平成26年７月16日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年９月16日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２６年（フ）第２１６号
兵庫県姫路市北原895番地　藤原方
債務者　苦木　達夫
１　決定年月日時　平成26年７月17日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年９月16日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２６年（フ）第２５４号
兵庫県姫路市上手野365番地15　サンシティイシザワ203号、従前の住所兵庫県姫路市田寺東３丁目８番16号
債務者　大西　和明
１　決定年月日時　平成26年７月17日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年９月16日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２６年（フ）第２６７号
兵庫県赤穂市上仮屋北21番地７、従前の住所大阪府堺市堺区大浜南町２丁２番19―306号
債務者　鍋島　秀司
１　決定年月日時　平成26年７月16日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年９月16日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２６年（フ）第２６９号
兵庫県加古川市平岡町一色721番地の１　プログレス東加古川604号
債務者　石松喜代志
１　決定年月日時　平成26年７月16日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年９月16日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２６年（フ）第２７７号
兵庫県高砂市米田町島732番地　Ⅱ宝殿ヤングハイツ103号、従前の住所兵庫県高砂市曽根町2506番地の１　パインコート202号
債務者　前田　　修
１　決定年月日時　平成26年７月16日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年９月16日まで
神戸地方裁判所姫路支部